



ゴールデンウィーク期間中の路上工事の抑制について

2007年 4月27日

「ゴールデンウィーク期間中の路上工事 の抑制について」

～交通量が増加する期間の4月28日(土)から
5月6日(日)までの間、路上工事を抑制します～

●中国地方整備局広島国道事務所、福山河川国道事務所、三次河川国道事務所では、ゴールデンウィーク期間中、自動車での移動が集中する4月28日(土)から5月6日(日)までの9日間、交通混雑等を考慮し広島県内の全ての直轄国道において、道路陥没、水・ガス漏れ等の緊急工事を除き路上工事による通行規制を抑制します。
なお、本期間中三次河川国道事務所管内において、やむを得ない工事として実施する工事が**別紙**のとおりありますのであわせてお知らせします。

●なお、道路の保全及び安全確保のため道路巡回は実施いたしますが万一、皆様方が道路の異状を発見された場合には、「道路緊急ダイヤル(＃9910)」にご一報ください。

ゴールデンウィーク期間中の路上工事抑制について

広島県内の直轄国道を管理する広島国道事務所・福山河川国道事務所・三次河川国道事務所では、電気・電話・水道・ガス等の公益事業者(占有企業者)と相互に連携して、旅行や帰省などの移動が集中するゴールデンウィーク期間中の交通の円滑化を図るために、路上工事の抑制を行います。

1. ゴールデンウィーク期間中の路上工事の抑制

以下の抑制期間中は、緊急工事等を除き、終日路上工事を行いません。

◆抑制期間

平成19年4月28日(土)～平成19年5月6日(日)
昼・夜間とも工事抑制

◆対象道路

広島県内の国道2号、国道31号、国道54号、国道185号の一部
※国道185号については、呉市本通り2丁目～竹原市忠海東町4丁目まで

◆緊急工事等

期間中にやむを得ず実施する工事は、以下に該当する工事です。

- ・ガードレール等の安全施設に関する工事で、交通安全上緊急を要するもの。
- ・交通事故等に伴う復旧工事で緊急を要するもの。
- ・道路維持工事等のうち、真にやむを得ないと認められるもの。
- ・配給管の取替工事等のうち、真にやむを得ないと認められるもの。
- ・車線の規制を伴わない工事で、当該期間中実施する必要があると認められるもの。

2. ゴールデンウィーク期間中における道路巡回

期間中においても、道路の安全を確保するため、道路巡回は実施します。
直轄国道の道路巡回は、危険箇所並びに危険物（落下物等）の発見等、道路を円滑に利用する上で、支障となる事由、事象について点検・管理を行う事を目的に年間を通じて行っています。

3. 道路の異常等を発見された場合の緊急通報を受け付けています

道路の異常等に迅速な対応ができるよう平成17年12月1日より「道路緊急ダイヤル（#9910）」を開設いたしました。「路面の陥没や道路に物が散乱している等早く対応しないと危ない」そのような時には道路緊急ダイヤルにご一報下さい。道路を快適にご利用していただくためにも皆様方からの情報提供についてご協力をお願いいたします。

【問い合わせ先】

国土交通省 中国地方整備局 三次河川国道事務所

【担当】（技）副所長 山本 邦雄（やまもと くにお）

【担当】工務課長 和崎 正令（わさき まさのり）

TEL (0824)63-4121 FAX (0824)63-3094

ホームページ <http://www.cgr.mlit.go.jp/miyoshi>
道の相談室 0120-106-497（ドウロヨクナレ）

[車線規制を伴わずに実施する工事の詳細](#)

[一覧に戻る](#)

[ホームへ](#)

[ホームへ](#)

(別紙)

2007年 4月27日

三次河川国道事務所管内 車線規制を伴わずに実施する工事

路線	規制箇所	工事の期間	工事種別	工事名	実施理由
国道54号	三次市栗屋町 荒瀬地内	4/30~5/2	直轄工事	国道54号 中ノ村外歩道工事	歩道部工事 早期完了のため

[一覧に戻る](#)

[ホームへ](#)